

第四期特定健康診査等実施計画

コニカミノルタ健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 11 月 30 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】			
No.1	最も人数が多い年代は50代で、生活習慣病リスクが高い。肥満、血圧、脂質のリスク者は多いが、血糖のリスク者は少ない。今後は再雇用者が増えるため、年齢上昇に伴い、脳血管疾患や虚血性心疾患の発症リスクが上がる。	➔	健診結果に基づく、リスクに応じた介入、保健事業の実施
No.2	最も人数が多い年代は50代で、かつ、今後は再雇用者が増えるため、がんのリスクが高い。対策として、がん検診を広く提供しているが、婦人科がん検診、胃がん検診の受診率が、他のがん検診に比べて低い。	➔	ターゲットに合わせたがん検診受診率向上策の実施
No.3	被保険者の歯科医療費は、59%を歯周病が占める。歯科は、歯周病の予防のために定期的な受診が必要だが、全体で受診率は50%にとどまっている。また、いずれの年代も女性のほうが受診率が高い。	➔	歯科医療機関受診に向けた、保健事業の推進
No.4	1人当たり医療費が上昇しており、中でも調剤費の上昇が著しい。	➔	重症化予防対策の実施 ジェネリック、適正服薬のさらなる推進
No.5	喫煙、飲酒、身体活動、食事習慣、睡眠の問診は、健保連平均並み、または良好。	➔	プレゼンティズムチーム、サイト看護職と連携した地域、職場の特性に応じた施策の展開。
No.6	女性は、生活習慣病リスクが高まる年代は男性よりも遅い一方、乳がん、子宮頸がんの医療費、若年層のメンタル罹患率が高く、ライフステージに合わせた女性の健康への支援が必要。	➔	婦人科がん検診の受診率向上、更年期を考慮した生活習慣病対策、若い女性へのメンタル支援等、ライフステージに合わせた女性の健康支援に関する施策の展開。
No.7	メンタル疾患の医療費が健保連平均と比べて高い。	➔	事業主の健康推進Gとの協力体制による施策の展開
No.8	今後、前期高齢者およびその予備軍の人数増加に伴い、重症疾患発症リスクが高まるとともに、医療費の増加傾向が続く。	➔	前期高齢者に特化した保健指導 リスク予備軍を減らすための早期介入

基本的な考え方（任意）

被保険者の性年齢別構成では50代男性が最も多く、また、今後定年再雇用者が増加することが見込まれるため、特に生活習慣病対策が求められている。特定健康診査・保健指導は、その中でも、早期発見及び予防のための最も重要な保健事業の1つである。

特定健康診査は、被保険者は、健診センターにて事業主定期健康診断と同時に実施し、被扶養者はけんぽ共同健診にて巡回型および施設型健診を提供する。
特定保健指導は、被保険者・被扶養者ともに外部事業者にて実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被保険者
方法	健診センターにて事業主定期健康診断と同時実施 健診結果はHUWにて提供 フィジカルリスク者には看護職が健診結果を説明 がん検診の同時実施
体制	健診センターが実施

事業目標

内臓脂肪症候群に着目し、生活習慣病予防、生活習慣改善(特定保健指導)、早期治療に向けた健康診断の実施。							
評価指標	アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	内臓脂肪症候群および予備軍該当者割合	31 %	30 %	30 %	29 %	29 %	28 %
	アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
	特定健診実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
健保健診センターにて事業主定期健診と同時実施	健保の健診センターにて事業主定期健診と同時実施	健保の健診センターにて事業主定期健診と同時実施
R9年度	R10年度	R11年度
健保の健診センターにて事業主定期健診と同時実施	健保の健診センターにて事業主定期健診と同時実施	健保の健診センターにて事業主定期健診と同時実施

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.1, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：被扶養者
方法	・被扶養者自身、および被保険者経由での参加勧奨 ・インセンティブの活用 ・HUWによる健診結果閲覧
体制	・けんぽ共同健診を活用 ・パート先健診結果を回収 ・集合契約（A・B）の活用

事業目標

内臓脂肪症候群に着目し、生活習慣病予防、生活習慣改善(特定保健指導)、早期治療に向けた健康診断の実施。
健診を毎年受けることを通じ、自身の健康への意識を高める。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群および予備軍該当者割合	7 %	7 %	6 %	6 %	5 %	5 %
アウトプット指標						
特定健診受診率	70 %	71 %	72 %	73 %	74 %	75 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・自宅宛に案内冊子を送付・被扶養者自身、および被保険者経由での参加勧奨・インセンティブの付与 ・パート先健診結果の回収	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映
R9年度	R10年度	R11年度
・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映

3 事業名 特定保健指導（被保険者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～（上限なし）、対象者分類：被保険者/基準該当者
方法	外部事業者によるICT面談にて実施
体制	-

事業目標

特定保健指導を通じて、生活習慣改善に取り組むことで、フィジカルリスク群への流入を防ぐ。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群および予備軍該当者割合	31 %	30 %	30 %	29 %	29 %	28 %
アウトプット指標						
特定保健指導実施率	55 %	55 %	55 %	55 %	55 %	55 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・事業主と協力した就業時間内での円滑な実施・委託事業者と協力した参加率・実効性の向上・複数事業者選択制等、実効性向上策の検討	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映
R9年度	R10年度	R11年度
・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映

4 事業名 特定保健指導（被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～59、対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	ICT及び家庭訪問の面談による保健指導実施
体制	外部事業者の活用 被保険者経由で参加勧奨

事業目標

特定保健指導を通じて、生活習慣病を予防する。保健指導と同時に受診勧奨該当者には受診勧奨を行い、重症化予防につなげる。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
内臓脂肪症候群および予備軍該当者割合	7 %	7 %	6 %	6 %	5 %	5 %
アウトプット指標						
特定保健指導実施率	20 %	21 %	22 %	23 %	24 %	25 %

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
・委託事業者と協力した保健指導の実施。	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映
R9年度	R10年度	R11年度
・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映	・継続・ニーズの反映・社会情勢の反映

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	10,950 / 12,000 = 91.3 %	10,985 / 12,000 = 91.5 %	11,020 / 12,000 = 91.8 %	11,055 / 12,000 = 92.1 %	11,090 / 12,000 = 92.4 %	11,125 / 12,000 = 92.7 %
		被保険者	8,500 / 8,500 = 100.0 %	8,500 / 8,500 = 100.0 %	8,500 / 8,500 = 100.0 %	8,500 / 8,500 = 100.0 %	8,500 / 8,500 = 100.0 %	8,500 / 8,500 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	2,450 / 3,500 = 70.0 %	2,485 / 3,500 = 71.0 %	2,520 / 3,500 = 72.0 %	2,555 / 3,500 = 73.0 %	2,590 / 3,500 = 74.0 %	2,625 / 3,500 = 75.0 %
	実績値※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	910 / 1,650 = 55.2 %	910 / 1,650 = 55.2 %	910 / 1,650 = 55.2 %	910 / 1,650 = 55.2 %	910 / 1,650 = 55.2 %	910 / 1,650 = 55.2 %
		動機付け支援	450 / 800 = 56.3 %	450 / 800 = 56.3 %	450 / 800 = 56.3 %	450 / 800 = 56.3 %	450 / 800 = 56.3 %	450 / 800 = 56.3 %
		積極的支援	460 / 850 = 54.1 %	460 / 850 = 54.1 %	460 / 850 = 54.1 %	460 / 850 = 54.1 %	460 / 850 = 54.1 %	460 / 850 = 54.1 %
	実績値※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
特定保健指導は、実効性を重視し、内臓脂肪症候群及びその予備軍を減少させることを目指す。
特定健康診査等の実施方法
1. 実施場所 (1) 特定健康診査 ①被保険者は、加入事業所の実施する定期健康診断において、法定健診項目と特定健診項目の両方を満たす形で、定期健診時に実施する。 ②被扶養者、任意継続者は、当健保組合が健康保険組合経営研究会の共同事業に参画して、全国に設定する健診会場、医療機関で実施する。 (2) 特定保健指導 ①加入事業所における被保険者については、ICTまたは加入事業所が指定する場所等を基本として実施する。 ②被扶養者については、当健保組合が委託した保健指導機関の指定する場所等(含むICT)で実施する。 2. 実施項目 (1) 特定健康診査 被保険者・被扶養者ともに「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている健診項目とする。 (2) 特定保健指導 被保険者・被扶養者ともに「標準的な健診・保健指導プログラム」に記載されている要領・事項に基づき実施する。 3. 実施時期 実施時期は通年とする。 4. 委託の有無 (1) 特定健康診査 ①被保険者については、加入事業所が選定した健診機関に健診を委託する。 ②被扶養者、任意継続被保険者については、当健保組合がけんぽ共同健診の共同事業に参画して実施する。 (2) 特定保健指導 ①加入事業所における被保険者については、事業所の産業医・保健師、または保健指導機関に委託して実施する。 2024年度は被保険者・被扶養者ともに(株)ベストライフ・プロモーションに委託する。 ②委託先選定に際しては、全国展開の可否、保健指導の受診勧奨の可否、一人当たりの費用等から総合的に判断する。 5. 周知・案内方法 周知は、特定健康診査等を実施する趣旨も含めて、ホームページに掲載して実施する。 案内は、被保険者については社内メールまたは事業主経由で、被扶養者及び任意継続被保険者については健診実施案内等を自宅へ送付する。 6. 健診データの受領方法 被保険者の健診データは、加入事業所を含め3者契約を締結した健診委託先から健診データを受領し、当健保組合で保管・管理する。 被扶養者の健診データは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データにて健診結果を随時（又は月単位）受領して、当健保組合で保管・管理する。 また、特定保健指導については電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。 7. 特定保健指導対象者の選出の方法 特定保健指導の対象者については該当者全員とする。
※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3 から自動反映されている場合は任意
個人情報の保護
当健保組合は、コニカミノルタ健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。 当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。 当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限定する。 外部委託する場合、委託業者選定にあたっては個人情報保護管理規定に則って選定し、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。 データの保管期間は5年間とする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画の周知は、ホームページへの掲載にて行う。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
当計画については、毎年、実施率と臓脂肪症候群及びその予備軍の改善効果について評価を行い、必要に応じて見直しを行う。